

2 いじめ防止基本方針

【いじめ問題への学校の目標】

「いじめ」はどの学校でも、どの子どもにも起こりうることを踏まえて、いじめ問題に対して、組織的に万全の体制で臨む。

【せせらぎ委員会】

活動：学校いじめ防止基本方針作成・見直し、校内研修の企画・立案・調査等の分析、事実確認・対応方針の決定など
 構成：校長、教頭（小・中）、生徒指導主事（小・中）、養護教諭（小・中）、スクールアシスタント（必要に応じて）

【家庭との連携】	【学校の取組】	【県教育委員会との連携】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 参観日 ・ 家庭訪問 ・ PTA 総会 ・ アンケート調査 <p>【地域との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校公開 ・ ホームページ掲載 ・ 北郷まちづくり協議会 	<p>[未然防止]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒会によるいじめ防止活動 ・ 体験活動、NCP やピアサポートを活用した人間関係づくり ・ 自己有用感を育む授業づくり <p>[早期発見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートの実施 ・ 定期的な教育相談の実施 ・ スクールカウンセラーや巡回相談指導員等との連携 <p>[措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者、加害者等への適切なケア及び指導 ・ 組織的な対応と再発防止 <p>[重大事態への対処]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会への報告（事実確認） ・ 警察署等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告 ・ 指導主事の要請・派遣 ・ 支援チームの要請・派遣 <p>【関係機関等との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署 ・ 児童相談所 ・ 日南市役所福祉課 ・ 医療機関 ・ 臨床心理士やSSW

【いじめ防止年間指導計画】

	いじめ防止のための措置		いじめの早期発見の措置	その他
	児童生徒主体の活動	教職員主体の活動	せせらぎ委員会主体の活動	
4月	○児童生徒会によるあいさつ運動の強化週間	○児童生徒の共通理解 ○PTA 総会での説明	○ 年間活動計画の検討 ○ アンケート調査（月末）	○中高連絡協議会
5月	○生徒総会		○ アンケート調査（月末）	
6月	○ブロック集会でのいじめ防止啓発活動	○教育相談週間の設定	○ アンケート調査（月末）	
7月		○児童生徒の共通理解	○ 1学期の取組の総括、次学期に向けての確認 ○ アンケート調査（月末）	
8月	○児童生徒会によるあいさつ運動の強化週間	○人権教育研修会	○ アンケート調査（月末）	
9月			○ アンケート調査（月末）	
10月	○秋季大運動会 ○学習発表会		○ アンケート調査（月末）	
11月		○教育相談週間の設定	○ アンケート調査（月末）	
12月	○ブロック集会でのいじめ防止啓発活動	○人権週間におけるいじめ防止啓発活動 ○児童生徒の共通理解	○ 2学期の取組の総括、次学期に向けての確認 ○ アンケート調査（月末）	
1月	○児童生徒会によるあいさつ運動の強化週間	○学校公開週間の設定	○ アンケート調査（月末）	
2月	○ブロック集会でのいじめ防止啓発活動	○教育相談週間の設定	○ アンケート調査（月末）	
3月			○ アンケート調査（月末）	○中高連絡協議会